

第四次寝屋川市地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉計画策定の趣旨

近年、本格的な人口減少社会の到来や、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。家庭や地域における支援力が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題が顕著化しています。また、公的な福祉サービスの狭間にある事例などが発生しています。

そのような中、国においては、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化・複合化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）され、地域福祉計画が、福祉分野の計画の上位計画と位置付けられました。加えて、平成 29 年 12 月に、国は市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉計画策定について、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」を新たに盛り込むことを求めています。

本市においては、平成 28 年 3 月に「第三次寝屋川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第三期計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・府などの動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化していく福祉課題に対し適切に対応するため、「第四次寝屋川市地域福祉計画」を策定することとしました。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、年齢、性別、国籍、障害の有無、社会的出身、経済状況等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として、日常生活はもとより、地域社会で営まれる経済や文化等の様々な活動に参加でき、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、「ともに協力し、ともに生きる地域社会の仕組み」をつくりあげていくことです。

地域福祉は、福祉・介護サービスから保健・医療、教育、就労、文化、まちづくりに至るまで、地域社会における多様な活動分野で取り組まれることが必要であり、それぞれの成果を次の活動にいかしていく不断の取組でもあります。

そのためには、行政、地域住民、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地域社会を構成するメンバーが相互に協力して、地域の実情に応じて必要とされる多様なサービスを組み合わせ、良質かつ適切なものにしていくことが求められています。

出典：第4期大阪府地域福祉支援計画

【参考】社会福祉法（地域福祉部分抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

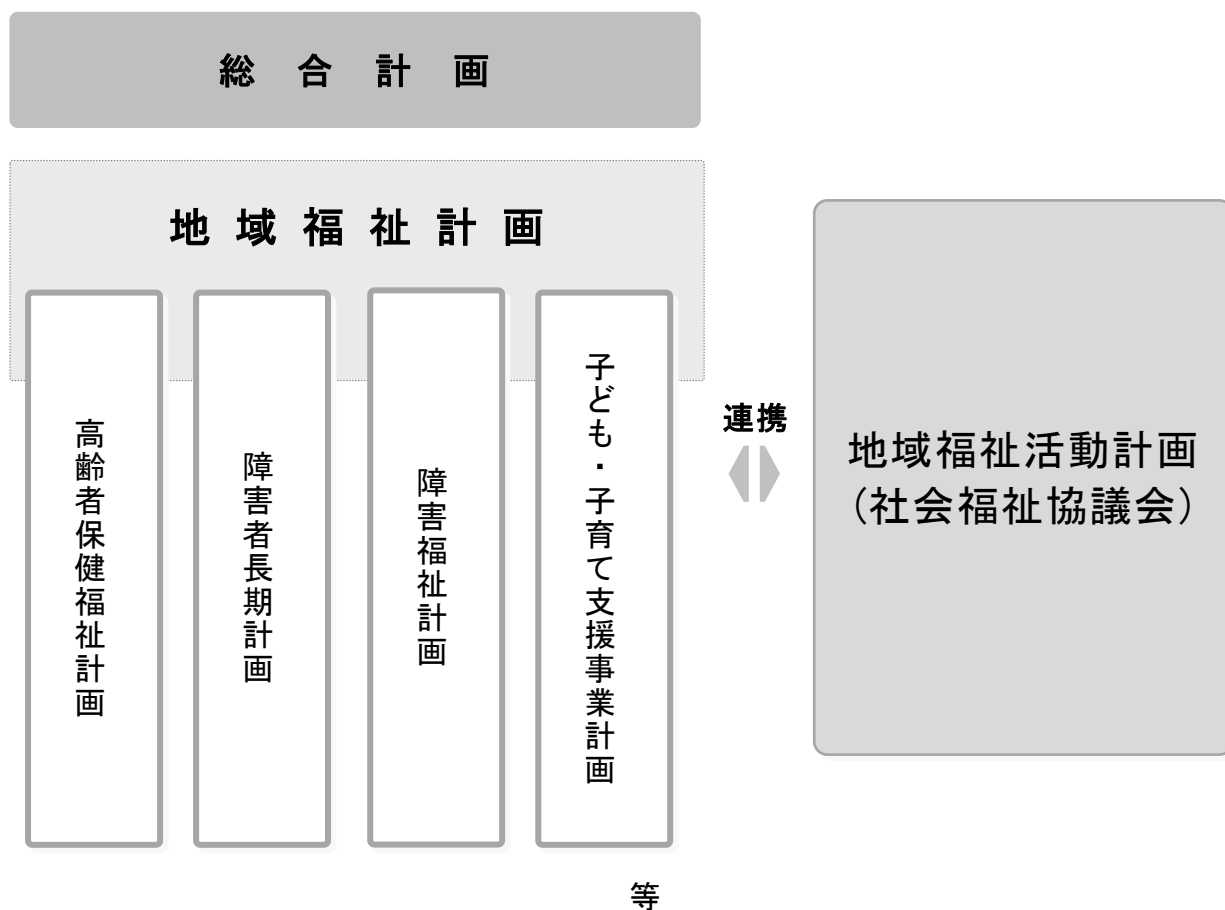
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項
(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

4 関連計画との関係性について

地域福祉計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のための仕組みを示すものです。

また、高齢者保健福祉計画、障害者長期計画、障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画など、保健、福祉、防災等に関わる様々な計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる市の取組を示すものです。

加えて、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携して、地域福祉を推進する両輪となるものです。



5 計画の期間（予定）

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。